

2015年11月通常会議 議案と請願に対する討論

2015年12月22日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、ただいま行われました委員長報告のうち、
[議案第184号](#) 平成27年度大津市一般会計補正予算（第5号）、
[議案第189号](#) 平成27年度大津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、
[議案第191号](#) 平成27年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、
[議案第193号](#) 平成27年度大津市病院事業会計補正予算（第2号）、
[議案第197号](#) 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
[議案第203号](#) 大津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
[議案第208号](#) 指定管理者の指定について、
[議案第211号](#) 指定管理者の指定について、
[議案第216号](#) 指定管理者の指定について

並びに

[請願第14号](#) 国民健康保険料の値上げ中止を求めることに関する請願、
[請願第15号](#) 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を政府に求める意見書提出についての請願、
[請願第16号](#) 関西広域連合が国へ行った原子力防災対策に関する申し入れ事項が実行されない中では、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願、
[請願第17号](#) 地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地の建設を強行しないことを求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願
に対する反対討論を行います。

まず、議案第184号 平成27年度大津市一般会計補正予算（第5号）についてです。

阪神・淡路、東日本の大震災や近年相次ぐ自然災害から市民の皆さんの安心・安全、防災への意識や関心が高まるもとで、災害に備えての、東部地域の土のうステーションの整備や急傾斜地崩壊対策事業費の増額、中消防署のはしご車の更新、市道橋の長寿命化や身近な生活道路の維持補修費の増額などの前進面は評価するものです。

その一方で、債務負担行為として計上されている富士見市民温水プールの移転整備並びに管理運営費については、PFIを導入して行おうというものですが、公共施設の中でもとりわけプールという市民の命に直接関わる施設であり、いかに安全が担保できるかが問われる施設です。BTOと言われる施設の設計から建設、その後の管理運営まで一括して連合体の事業者委ねるという手法を用いて総額27億円余りの事業です。

本事業において次の問題点があると考えます。

1点目は、市の仕様書に詳細が示されるということですが、どんな建物で構造がどうなっているのか、施設で働く職員はどのような配置になるのか、ほとんど明らかになっていません。

2点目は、本事業を担う事業者がまだ決まっておらず、1点目に指摘したように、建物や職員配

置、管理手法などの詳細が見えない中で、先行事例に基づく経費 15%削減というのは余りにも現実性に乏しいのではないかとということです。

3点目には、PFIを導入すると決めたものの、まだ建物の姿すら見えていない状況での予算計上で、結局は経費削減先にありきとなり、先は事業所に経営努力を押しつけ、市の事業からワーキングプアを増やす結果になりはしないかと、非常に危惧します。

4点目は、さまざまな事故などを想定し、被害を最少にして責任を明確にするというリスク管理の問題であります。PFIが導入された当初は、リスクの管理は事業者側にあるとされてきましたが、その責任が重過ぎるとして、財界や経団連などが行政の責任分担を大きくすべきと主張してきています。どんな事業所も事故を起こそうとして事業をするわけではありません。だからこそ、リスク管理が必要となります。現段階の説明では、事業者が保険加入などを行って、リスク管理も事業者に移転するとしています。公共施設のリスク管理として果たしてこれが最適なものであるのか。市のリスク管理への認識、万が一の対応について疑問と不安が残ります。以上の点を指摘しておきたいと思います。

同じく、本補正予算に債務負担行為として計上している大津市民会館及び大津公民館の指定管理の事業費に関わり、議案第 208 号 指定管理者の指定について、議案第 216 号 指定管理者の指定について が関連しますので、一括で討論をいたします。

市民会館及び大津公民館は、大津市の市民文化の普及、文化の創造の拠点として、単なる貸し館事業だけではない大津市の文化振興を推進する役割を担っている施設でもあります。そうしたことから、利益追求を目的とする企業への指定管理はなじまないものと考えます。また、特に市民サービスという点で、低料金で、より気軽に使い、活発な市民文化活動を支えていくという公共施設の運営のあり方から見ても問題があると考え、指定管理者の指定と事業費を債務負担行為として計上することに反対するものです。

また、同じく本補正予算に債務負担行為として計上している大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市富士見市民温水プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プールの指定管理の事業費に関わって、議案第 211 号 指定管理者の指定について が関連しますので、一括で討論をいたします。

伊香立、坂本、富士見、晴嵐、曾東の各市民プールの指定管理については、これまでからも指摘しておりますが、全国で施設の管理に関わっての事故が発生しており、安全確保の面や経費節減という点で職員の労働条件が厳しいものになっていないか、市の事業でのワーキングプアの発生を助長していないかなど、事業期間が経過するごとに危惧しています。市民の命と直接関わる事業は、利益追求を目的とした企業への指定管理はなじまず、地元雇用を増やすことにもつながっていないと考えます。こうした点から、指定管理者の指定と事業費の債務負担行為での計上に反対をするものです。

あわせて、本補正予算に計上されている北部クリーンセンター操業延長に係る覚書に基づく推進費についてです。

地元との覚書に基づくとのことですが、推進費の用途については地元任せではなく、市は説明責

任を果たすべきであり、基準を設ける以前の覚書も含め、透明性のある対応を求めることを指摘しておきたいと思います。

次に、議案第 189 号 平成 27 年度大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてです。

介護保険制度が改正をされ、費用負担についての見直しが行われました。補足給付は、特別養護老人ホームなど介護保険施設入所者や短期入所、いわゆるショートステイ利用者に対して食費や居住費を軽減するもので、現在特別養護老人ホーム入所者の約 8 割の住民税非課税の人が受給していると言われています。この補足給付の受給要件は、今年 8 月までは本人所得だけであったものが、8 月以降は預貯金や配偶者の所得や資産なども勘案されることになりました。実務上、申請時に預貯金通帳の写しなどの提出が求められ、提出がない場合には補足給付は受給できないとされています。今回のシステム改修は、非課税年金である遺族年金や障害年金までも収入とみなすためのもので、負担軽減の対象者外しを強化することから、本補正予算に反対をします。

次に、議案第 191 号 平成 27 年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

マイナンバー制度導入に伴うシステム改修の経費が計上されています。マイナンバー制度では既に情報の流出などの問題も発生しており、市民の個人情報を危険にさらすことにつながることから、本補正予算には反対です。

次に、議案第 193 号 平成 27 年度大津市病院事業会計補正予算（第 2 号）についてですが、議案第 197 号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について が関連する議案ですので、一括で討論をいたします。

本補正予算は、病院の経営改善の取り組みを推進するため、経営アドバイザーを嘱託職員として雇用する経費を盛り込んでいます。経営改善の取り組み自体を否定するものではありませんが、補正予算で緊急に行わなくてはならない事態なのかという疑問と、アドバイザーの選任の仕方や職務内容、任用期間と報酬の関係など、雇用に当たっての基準が明確でないこと、高額報酬を使つての効果が本当に市民のための経営改善となるのか不明瞭な点が多いことから、両議案には反対をし、議案第 193 号の修正案に賛成をするものです。

次に、議案第 203 号 大津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例自体が利用者団体の登録要件を示すものではありませんが、安易な減免をすべきではないという包括外部監査の指摘をきっかけに、市が利用者団体の登録要件を強化しようとしていることに関係があります。公民館での市民活動は、市民が集い、学び合い、つながっていく活動として、それそのものが公益性のある活動です。本来の活動に加えて、要件として示された活動を強いられても、年齢や活動の内容によっては困難に直面する団体もあります。本来、市民がより公民館を利用しやすくするために、市民とともに創意工夫するのが行政の役割です。多様な市民活動の中からこそ地域活動を支える人材を育成することができます。今回の一連の改正は、市民に負担を押しつけ、利用促進より利用制限となること、何より市民文化活動の発展に逆行すると考えるもので、本条例改

正には反対です。

続いて、市民から寄せられた請願についてであります。

請願第 14 号 国民健康保険料の値上げ中止を求めることに関する請願についてであります。

所得の実質的な増がない中で消費税の増税や年金支給額の引き下げなどが相次ぎ、市民負担が増加するもとは、市民生活の困難は昨年に増していると感じます。国保加入世帯の中でも、特に非正規労働者をはじめとする低所得者層が増加している状況のもとでは、保険料が支払えず無保険状態にあったり、何とか保険料が支払えたとしても、3割の自己負担が払えず、必要な医療が受けられないという事態が現実として起きています。地方自治体が抱える国保の問題によりやく国も低所得者減免や窓口負担軽減などの施策の拡充、財政支援を行うこととなりましたが、これを生かして、暮らしを圧迫している保険料を払える保険料にすることは喫緊の課題です。市は来年度の保険料を現段階の試算で3.9%の引き上げで予算要求されています。今年度の決算状況などもあり、必ずしも値上げと決まったものではないとしても、保険料の値上げは行わないでほしいという市民の切なる願いを受け止め、今後保険料引き上げとならないように、議会としても適切な対応を市に求める取り組みを行うべきであると考えます。

また、国民健康保険は、国民健康保険法第1条にあるように、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度です。単なる助け合いの制度ではなく、社会保障制度としての役割からも、この制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどがあってはなりません。市民の命と健康、暮らしを守り、国保の本来の役割を果たすためにも、保険料の値上げをさせない立場が重要です。

よって、本請願を不採択とする委員長報告に反対をするものです。

次に、請願第 15 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を政府に求める意見書提出についての請願についてであります。

治安維持法は 1925 年、大正 14 年に制定され、拡大解釈や改正によって、国民主権を唱え、平和を求めて戦争に反対した組織や人だけではなく、平和を説く宗教者をも取り締まりの対象としました。戦後廃止されるまでの約 20 年の間に、逮捕、拘留者は数十万人、検挙者は 7 万人近く、拷問により虐殺された方や獄死、自死されるなど、関連の死亡者は 500 人以上に上ると言われています。この滋賀県内には犠牲となられた方々がおおいでになります。

ドイツでは、戦争犯罪と人道に反する罪に時効はないという国際法に基づいて、今でもナチスが行った数々の行為に関わる戦犯を追及し、その被害者に国内外を問わず謝罪を繰り返し、被害補償を行っています。アメリカ、カナダでも、戦争中の日系人の強制収容に対して国による謝罪と賠償を行っています。

しかし、日本では、犠牲となられた方々に対し、これまで何の補償も行われていません。まずは憲法に基づき、基本的人権を保障する立場から、国はしっかりと犯した過ちを認め、その犠牲者に真摯に向き合い補償していくことは、近代国家として当然の行為だと考えるものです。そして、治安維持法の制定から今年で 90 年が経過し、犠牲者もそれぞれ御高齢になられています。一刻も早く政府の謝罪と賠償を実現することは人道上当然のことで、既に 400 を超える地方自治体から意見書が国に対して提出されていることは、戦争による犠牲者の心からの訴えに真摯に向き合い、党派、思想信条

の違いを超えて国際社会の常識としての行動を求めているからです。二度と同じことは繰り返してはならないとするならば、戦争の犠牲者全ての方々に賠償すべきであります。人権と民主主義がたつとばれ、平和を愛する国民であふれる日本をつくるために、時代が違っていけば逮捕されることのなかった人々を間違った法律を盾に処罰したことに国は心からの反省をし、謝罪をすることが戦後補償の突破口となるのではないかと考えるものです。

日本弁護士連合会も治安維持法について、日本の軍国主義的傾向に反対する者はもちろん、一切の批判的言動について弾圧の武器となったこと。この意味においては、日本国民全体が治安維持法の被害者であった。治安維持法犠牲者は、日本国憲法の基本原則からすれば、その行為は高く評価されなければならないものである。この被害者が受けた当時の法律からしても違法となる行為については、日本国憲法の国家賠償規定からすれば当然補償されなければならないと述べ、国家賠償を求めています。

よって、本請願を不採択とする委員長報告に反対をするものです。

次に、請願第 16 号 関西広域連合が国へ行った原子力防災対策に関する申し入れ事項が実行されない中では、高浜原発 3 号機、4 号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願についてであります。

福島第一原発の収束も検証もないまま、今停止中の原発に安全宣言を出し、再稼働させようとする政府の動きに、原発が立地する地元住民のみならず、多くの国民が不安と心配の声を上げ続けています。高浜原発は、一たび過酷事故が起きたならば関西全域に被害が及ぶことは明らかです。しかしながら、国は再稼働を進める方針を変えておらず、原子力規制委員会もまた自ら基準に適合すると判断する一方で、安全とは言えないと責任逃れをしています。

大津市は、福島原発事故で 47 km 離れた飯舘村に放射能が飛散したことから、国が規定している 30 km 圏内ではなく、47 km 地域までを対象にした独自の避難計画を策定いたしました。本請願は、同意が必要なのは立地自治体だけとしていることに対して、広域連合が立地自治体並みの安全協定や十分な説明、避難計画の策定に対して国に体制強化などを求めていることから、再稼働についてはこうした広域連合からの申し入れを実行することを国に対して求めておられます。

私たち日本共産党は、条件が整えば再稼働も認めるとしている広域連合の立場とは異なり、原発の再稼働そのものに反対であります。しかしながら、原発再稼働に不安や心配を抱えておられる市民や再稼働に反対されている市民にとっては、少なくとも関西広域連合が国に求めた項目を確実に実施して、実態として安全が確実に担保できる状況をつくるまでは原発の再稼働は許さないことを明確にするべきだとの思いと受け止めております。先日来、高浜町長、福井県知事が相次いで再稼働を容認したとの報道が行われていますが、このような状況にあるからこそ、大津市議会からも声を上げるべきだと考えるものです。

よって、本請願を不採択とすべきとした委員長報告には反対です。

次に、請願第 17 号 地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地の建設を強行しないことを求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願についてであります。

沖縄の基地問題は、戦後 70 年を経過しても日本全土の 0.6% の面積しかない沖縄に在日米軍施設の 74% が集中をし、今なお沖縄県民を苦しめ続けています。沖縄県の翁長知事による名護市辺野古

の埋め立て承認取り消しの是非を争う訴訟の審理が始まり、翁長知事は、歴史的にも現在も沖縄県民が自由、平等、人権、自己決定権をないがしろにされてきたと、県民が望まない米軍基地を押しつけられてきた歴史を告発いたしました。さらには、沖縄の基地問題の原点として、約 20 万人が犠牲となった凄惨な沖縄戦でほとんどの県民が収容所に入れられ、その間に米軍が県民の土地を強制収容し、普天間基地など広大な基地を建設したこと、その後も住民が住んでいる土地も銃剣とブルドーザーで強制接収し、新しい基地をつくり続けてきたことを上げて、沖縄が米軍に自ら土地を提供したことは一度もないと強調しました。戦後 70 年、あろうことか、今度は日本政府によって銃剣とブルドーザーを彷彿させる行為で、美しい辺野古の海を埋め立て、普天間基地にはない軍港や弾薬庫をはじめ機能強化が図られ、耐用年数 200 年とも言われる最新鋭の基地が建設され、過重な基地負担を延長し続けることがどのような意味を持つのか、全国民に問われている問題だというふうに思います。

昨年の知事選など一連の選挙で辺野古新基地反対の民意が明確になっているにも関わらず、日米同盟優先の立場から政府は建設を強行しようというのです。これが我が国の姿であり、今回の裁判の真の争点は日本の民主主義のあり方だというふうに考えます。憲法上、国と地方は対等な関係にあり、沖縄県民の圧倒的多数の意思に反するという地方自治の否定は、国民の基本的人権の否定にもつながります。

ついでには、地方自治と住民の生命、安全を守る立場から、沖縄県民の民意と地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地建設を強行しないことを国に求めることは重要と考え、本請願を不採択とする委員長報告に反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。